

愛媛県宿泊施設感染防止対策等支援事業補助金ホームページ 実施要領より抜粋(詳しくはホームページをご確認願います)

対象事業者

愛媛県内の宿泊事業者

- ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けて愛媛県内で旅館業を営む者であること。ただし、以下に該当するものを除く。
 - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者。
 - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
 - (3)前二号に掲げるもののほか、補助金の趣旨・目的に照らして事務局が特に除外すべきものと認める者



補助率

補助率：2分の1 補助上限額：500万円(下限額：10万円)

補助対象経費

令和2年5月14日～令和4年1月31日までに支出した経費
感染対策費用(空気清浄機、換気設備、換気機能付きエアコンなど)
備品購入費、消耗品費、工事請負費、撤去費、委託料、賃借料など

想定される事例

- 【機器】サーモグラフィ、アルコール噴霧器、Co2濃度測定器、サークルター、パーティション、遮蔽用アクリル板など
- 【消耗品】アルコール消毒液、遮蔽用ビニール、ビニール手袋、マスク、フェイスシールド、使い捨て食器類など

申請期間

一次申請：令和3年8月2日～令和3年9月10日
二次申請：令和3年9月15日～令和3年12月28日

申請先および問合せ窓口

愛媛県宿泊施設感染防止対策等支援事業事務局

089-935-74511 (平日9:30～12:00,13:00～18:00(祝日を除く))

※事業詳細、申請方法等は公募要領、専用サイトをご確認ください。



専用サイトHP

愛媛県宿泊施設感染防止対策等支援事業補助金

検索

補助金対象機器に関するご相談をお待ちしております！

【お問合せ先】

